

○岡山県警察職員賞じゆつ金支給条例の解釈について(通達)

(平成 13 年 3 月 7 日岡監第 67 号)

各部長・所属長

岡山県警察職員賞じゆつ金支給条例(昭和 41 年岡山県条例第 58 号)第 1 条及び第 2 条の解釈については、次のとおりであるから部下職員に徹底を図られたい。

なお、岡山県警察職員賞じゆつ金支給条例および同条例施行規則の制定ならびに警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部改正について(通達)(昭和 41 年 10 月 4 日岡務第 1658 号例規)は、廃止する。

記

1 賞じゆつ金制度の趣旨

警察職員が危害を加えられ、又は災害を被ることが判断又は予測できるにもかかわらず、これを顧みることなくその職務を遂行したことにより、危害又は災害を受けたため、死亡、障害等の状態になった場合において、その功労に報いるため、障害等の程度及び功労の程度に応じて一定の金額を支給する制度である。

2 条例の解釈

(1) 条例第 1 条関係

ア 「危険な職務」とは、警察法(昭和 29 年法律第 162 号)第 2 条に規定する警察の責務のうち、危険性を伴うおおむね次に掲げる職務をいう。

(ア) 犯罪の予防及び鎮圧

(イ) 犯罪の捜査及び被疑者の逮捕(情報収集を含む。)

(ウ) 災害、治安及び雑踏の警備

(エ) 警衛及び警護

(オ) 交通の取締り及び交通事故捜査

(カ) 人命の救助及び保護(精神病患者及びでい酔者の保護を含む。)

イ 「職務を遂行したことに基づいて」とは、必ずしも職務遂行中の場合に限るものでなく、例えば厳正忠実に職務を遂行したため、その後に至って危害を受けた場合を含む。

(2) 条例第 2 条関係

ア 「危害等を受けることが予断できる」とは、具体的な事態に応じてその職務を完遂するためには、社会通念上、身体に危害を受けることが前もって判断又は予測される場合をいう。この場合において、予断と被った危害又は災害との間には必ずしも判断について時間的な余裕のあることを要しないもので、例えば、逃走する犯人を追跡中に当該犯人が突然刃物で抵抗して来たような場合で、「危ない」と知りつつ、なおき然と闘って危害を受けたようなときは当然に該当する。

イ 「これを顧みることなく」とは、危害等を受けることが判断又は予測されるにもかかわらず身の危険を顧みないことをいう。

ウ 「功績があつた」ことの判断は、それぞれの職務の内容、危険度その他社会的影響等を勘案して決定する。